

第5次生駒市総合計画 後期基本計画(案)

○策定の目的

基本計画の見直しについては、基本構想において、「今後の社会環境の変化に対応していくため、中間見直しを行った上で後期計画を策定すること」としている。

前期基本計画の策定後は、市民ニーズに基づいた効率的な行政運営と総合計画の適切な進行管理を図るため、平成22年度と24年度に市民満足度調査を実施するとともに、平成22年度から毎年度、市民が参加する総合計画審議会において計画の進捗状況を検証し、前期基本計画の進行管理を行ってきた。

これらを踏まえ、平成26年度を見直し年次とする基本計画について、総合計画の着実な推進を図るため、 社会情勢等の変化や市民ニーズ、前期基本計画の進捗状況評価等を踏まえて見直しを行うもの。

○計画の構成

第5次総合計画で定めた3つの"基本理念"(市民主体のまちづくり、自助・共助・公助、持続可能な都市経営)、"将来都市像"(市民が創る ぬくもると活力あふれるまち・生駒)と5つの"まちづくりの目標"に沿って、各分野で目標とする『4年後のまち』を設定し、具体的な『取組』や『市民等の役割分担』を掲げ、『4年後まち』の実現度合いを測るモノサシとして『指標』を設定している。さらに、計画の進捗状況をより分かりやすい形で示すため、年度ごとの数値目標を設定するとともに、担当課を明確化している。

後期基本計画では、前期基本計画の取組項目及び基本的なフレームワークを踏襲しつつ、前期基本計画 に掲げられた取組の進捗状況や新たな課題を踏まえた取組内容を記載している。

○計画期間

後期基本計画の計画期間は、平成26年度から平成29年度までの4年間としている。

基本計画は、「行政運営のプラン」と位置付けたことから、市長が掲げたマニフェストを計画に反映させることで、計画の実効性を高めるために、計画期間(行政サイクル)を市長任期(政治サイクル)に一致させて4年間としている。

| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----------------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|--------|-----|
| 基本構想 | | | | | 基本村 | 構想 | | | | |
| 【10年】 | | | | | | | | | | |
| 基本計画 【5→4 年】 | | 前 | 期基本計 | 画 | | | 後期基 | 本計画 | | |
| 10 112 | | | | | | | | 前期基本 | 計画を見直し | |

○重点施策

後期基本計画では、「社会」「環境」「経済」の3つの側面から、特に優先的かつ重点的に実施すべき項目として7つの「重点施策」を設定している。重点施策のうち「重点分野」(9分野)は、次のとおり。

今回新たに策定する計画

【社会安定】

1 市民が主役となってつくる、参画と協働

| 重点施策 | 重点分野 | | |
|-----------------------|--------|--|--|
| (1) まちづくりにおける市民の参画と協働 | ① 市民協働 | | |

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち

| 重点施策 | 重点分野 | | |
|--------------|----------|--|--|
| (1) フ杏子士授の大中 | ② 保育サービス | | |
| (1) 子育て支援の充実 | ③ 子育て支援 | | |
| (2) 学校教育の充実 | ② 学校教育 | | |

4 いつでも安全、いつでも安心して暮らせるまち

| 重点施策 | 重点分野 | | |
|------------------------|----------|--|--|
| (1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備 | ① 地域福祉活動 | | |
| (3) 医療サービスの充実 | ① 医療 | | |

【環境保全】

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち

| 重点施策 | 重点分野 | | |
|---------------|----------|--|--|
| (0) 四位河南北人の推放 | ① 3R | | |
| (3) 環境配慮社会の構築 | ② 環境保全活動 | | |

【経済的豊かさ】

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち

| 重点施策 | 重点分野 |
|---------------------|-----------|
| (4) 健全で効率的な行財政運営の推進 | ④ 職員·行政組織 |

○進行管理

基本計画については、毎年度、総合計画審議会において、前年度の進捗状況についての検証を実施する。 検証に当たっては、個々の取組項目の目標に対する達成度(成果)を重視して実施し、数値目標が設定されている項目については、毎年度ごとの目標値に対する達成度(成果)を評価するとともに、未達成の項目がある場合は、その要因と理由を明確にする。

進捗状況と成果については、毎年度当初に掲げる「部の仕事目標」の一部として、一部職員を除く人事 評価制度の評価対象として位置付ける。

総合計画の構成と位置付け・役割

総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像と、それを実現するための施策の大綱を示す「基本構想」、より具体的に市民・事業者・行政の役割分担や各分野で取り組むべき施策を体系的に示す「基本計画」の2層で構成されている。

| <総合計画> 基本構想 | 生駒市のビジョン |
|----------------|----------|
| 基本計画 | 行政運営のプラン |

| 総合計画 | 位置付け | 役割 | | |
|------|----------------------------|--|--|--|
| 基本構想 | 生駒市のビジョン (地方公共団体が目指す構想) | 市民、事業者、行政が協働してまちづくりを行う指針となるもの | | |
| 基本計画 | 行政運営のプラン (行政が取り組む計画) | 市長が任期中に基本構想で目指すまちづくりを進めるために、 分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施 策を示したもの | | |